

岡田事務所通信

令和2年 **1** 月号 (第 173 号)

社会保険労務士法人岡田事務所
〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号
TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604
E-mail : support@office-okada.jp
URL : <http://www.office-okada.jp/>

未払い賃金請求期間、当面 3 年で合意 厚労省審議会

厚生労働省の審議会は、労働者が企業に未払賃金を請求できる期間について、2020 年 4 月からは当面 3 年に延長する案を了承しました。現行制度では 2 年までですが、20 年 4 月の改正民法施行で賃金に関する債権の消滅時効が原則 5 年となるのに合わせてまず 3 年に延ばします。将来的に 5 年にそろえることも検討しています。20 年の通常国会に労働基準法の改正案の提出を目指します。改正法案の本則で原則 5 年としたうえで、付則で、経過措置として当面の間は 3 年とすることを明記します。

労基法は労働者が過去 2 年にさかのぼり未払賃金を請求できるとしています。一方で改正民法では賃金に関する債権の消滅時効を 1 年から原則 5 年にします。労働者保護のため優先して適用される労基法の請求期間が民法より短くなる「ねじれ」が生じるため、厚労省は 17 年から議論を続けていました。

「70 歳定年法」 60 代後半の就労拡大へ企業に努力義務

企業に 70 歳までの就業機会確保への努力義務を課す「高年齢者雇用安定法」の改正案が通常国会に提出されます。60 代の働き手を増やし、少子高齢化で増え続ける社会保障費の支え手を広げる狙いがあります。定年延長だけでなく、再就職の実現や起業支援などのメニューも加わるのが特徴です。改正案は通称「70 歳定年法」としており、国会で成立すれば、早ければ 21 年 4 月から実施される見通しです。

60 代前半については既に、企業は「定年廃止」「定年延長」「継続雇用制度導入」のうちどれかで処遇する義務があります。

セブン-イレブン 残業手当 4 億 9000 万円未払い

コンビニ大手のセブン・イレブン・ジャパンは少なくとも 7 年余りにわたって、従業員の残業手当の一部、およそ 4 億 9000 万円を支払っていなかったと明らかにしました。セブン・イレブン・ジャパンは、加盟店が雇用したパートやアルバイトの従業員の給与の計算や支払いを本部が代行していますが、2019 年 9 月、労働基準監督署からの指摘で一部が未払になっていたことが分かりました。法律で定められた残業手当の計算式を間違えていたため、記録が残っている平成 24 年 3 月以降だけで 3 万人余りの従業員の手当およそ 4 億 9000 万円が未払いになっており、未払いは最も多い人で 280 万円に上るとしています。

企業で働く障害者 56 万人 過去最多、雇用率 2.11%

厚生労働省は、2019 年 6 月 1 日時点での民間企業で働く障害者が 56 万 608 人と発表しました。前年比 4.8%増で、過去最多を更新しました。全体で見ると、従業員に占める障害者の雇用率は 2.11%となり、過去最高となりました。ただ一定割合の障害者を雇うよう義務付ける法定雇用率（企業は 2.2%、国と自治体は 2.5%）は依然として満たしていない状況です。企業で働く身体障害者は 35 万 4134 人（前年比 2.3%増）、知的障害者は 12 万 8383 人（同 6.0%増）、精神障害者は 7 万 8091 人（同 15.9%増）。精神障害者は昨年 4 月から雇用義務の対象になった影響もあり、大きく伸びました。



- 美瑛の丘 -

◆ ご存知ですか？ ◆

【割増賃金の算定基礎から除外できる賃金】

労働基準法上において割増賃金の算定基礎とすべき賃金から除外できる賃金は、①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤臨時に支払われた賃金、⑥1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金、⑦住宅手当となっており、これ以外の賃金は原則全て割増賃金の基礎に算入します。ただし、除外できる賃金に該当するかどうかは単に手当等の名称のみによって決まるものではなく、その支給条件等の実態がこの除外賃金の内容と合致するかどうか、支給基準が明確に設定されているかによって判断されることとなりますので、注意が必要です。(今号記事のセブナイレブン未払残業代の件はこの残業代に含める手当の計算間違いも原因の一つです)

事務所より

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。弊社では今年も顧問先事業所様の事業経営を人事・労務管理、行政手続といった面から積極的にサポートさせていただきたいと考えております。事業所における人事・労務等についてのご相談やご不明な点ありましたら、いつでもお気軽にご連絡ください。

帯広公共職業安定所が発表した雇用情勢によりますと十勝の11月の有効求人倍率が1.59倍となったということです。有効求人倍率が1.59倍とは仕事を求める1人に対し1.59の仕事があるという状況ですので、求職者にとっては売り手市場、求人する会社にとっては人が来づらい状況が続いているということになります。全国的にはやや求人倍率は落ち着いてきておりますが、十勝では建設業、飲食業を中心に人手不足の状況が続いており、この状況は今年も続くと思われます。人材を求める会社としては採用者を選ぶ立場ではありますが、会社自身も求職者から選ばれる会社とならなければなりません。そのためには賃金のみならず福利厚生等を含めた働きやすい環境の整備が必須となります。働きやすい環境の整備への対応は会社ごとに違ってくると思いますが、まずは現在の会社の労働環境が労働者にとって働きやすい環境なのかどうかの再確認から進めることが重要かと思っております。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

働き方改革関連法が昨年より順次施行されておりますが、今年の4月からは中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されます。適用除外となる業種（建設業、運輸業等）もありますが、労働時間の管理や36協定の作成・届出について今まで以上に留意する必要があります。昨年4月から適用されている有給休暇の5日以上の取得義務も含め、会社における対応方法等にご注意ください。

